平成３０年（フ）第３３号
沖縄県那覇市前島２丁目12番20号　コーポ上地203
債務者　仲井真美津
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第８号
山口県下関市稗田中町25番36号　シャトーさくら　101号
債務者　濵村知佳子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
山口県下関市富任町３丁目６番20号　サン・エバーハイム　105号
債務者　スナックゆうこと　上田小百合（旧姓今浪）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
青森市大字石江字高間17番地　コーポさとう３号
債務者　工藤　　逸
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
青森県むつ市赤川町11番22号　ハートランドさくら
債務者　山田　政幸
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
和歌山市三沢町４丁目１番地　三沢第７団地506
債務者　橋本　幸穂（旧姓有村）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５９号
神戸市中央区中山手通２丁目15番15号ＪＵＮ中山手704号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町２丁目１番13号
債務者　大西　智歩
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０３号
神戸市長田区浜添通３丁目６番８号
債務者　平井　茂典
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１４号
神戸市東灘区魚崎西町４丁目12番６号ル・パレビバント魚崎402号
債務者　本間裕美子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２０号
山口市吉敷佐畑５丁目17番１号　サンドミール101
債務者　大塚　俊一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
山口市矢原町２番25―107号
債務者　久保　京子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
北海道室蘭市母恋北町１丁目４番17―302号
債務者　中島　恵美
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
北海道帯広市東３条南22丁目18番地１　第１リバーハイツ102
債務者　北谷　　喬
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
北海道河西郡更別村字更別南２線96番地９若葉団地Ｂ－３号室
債務者　山本美知子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第７号
新潟県村上市金屋2023番地、前住所新潟県新潟市西蒲区巻甲1413番地
債務者　寺澤　早苗
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４６号
兵庫県加西市西谷町646番地
債務者　松井くに子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
神戸地方裁判所社支部